

学校法人高知学園
高知学園短期大学
機関別評価結果

令和2年3月17日
一般財団法人短期大学基準協会

高知学園短期大学の概要

設置者	学校法人 高知学園
理事長	吉良 正人
学 長	小島 一久
A L O	吉村 斉
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	高知県高知市旭天神町字陣が森 292 番地 26

<令和元年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活科学学科		80
幼児保育学科		80
医療衛生学科	医療検査専攻	40
医療衛生学科	歯科衛生専攻	40
看護学科		60
	合計	300

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	応用生命科学専攻	10
専攻科	地域看護学専攻	20
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

高知学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成30年7月11日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学園のシンボル「世界の鐘」に刻まれた建学の精神に基づいて教育目的を学則で定め、教育理念・理想として「世界の平和と友愛」を柱とした教育基本方針を定めている。建学の精神、教育目的及び教育基本方針は様々な媒体で内外に表明し、学生には「学生生活と履修の手引き」等に明記し、オリエンテーション等で説明している。

生活科学学科、幼児保育学科、医療衛生学科医療検査専攻及び歯科衛生専攻、並びに看護学科と、2専攻科を有し、高知県内からの入学生が9割を超え、地域社会からの期待も大きい。地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的を実施している。それぞれの専門性に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等との活発な交流活動を行っており、地域のニーズに沿った、地域に根差した短期大学である。

学科・専攻課程は、それぞれの教育目的に基づいた専門的能力及び汎用的能力の獲得として学習成果を定めている。学習成果と三つの方針間の整合性及び三つの方針の一体性を保つため、学習成果と三つの方針は「高知学園短期大学ポリシー・マップ」に基づき見直し等を行い、評議会及び教授会において検証している。

自己点検・評価には全教職員が取り組み、点検活動から報告書の審議・取りまとめ、公表に至る体制が整備されている。学習成果の査定は、短期大学及び各学科・専攻課程の「学習成果査定の方針(アセスメント・ポリシー)」を基に実施し、教育の質保証を図っている。

各学科・専攻課程の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、それぞれの専門知識・技能等を育成するよう体系的に編成されている。教養教育は「芸術と文化」、「社会と自然」、「運動と健康」を基本とする分野から構成され、専門教育とも連携する内容になっている。

基礎学力が不足する学生には補習等を実施し、学習上の悩みなどにはクラス担任及び学生支援課を中心に適切な指導助言を行っている。生活支援のため、学生委員会やカウンセリング委員会を組織し、その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。各学科・専攻課程における学生の生活支援はクラス担任教員を配置して対応している。

教員組織は短期大学設置基準を満たし、専任教員は教育・研究業績等を基に適正に配置

されている。専任教員の教育研究活動は毎年、業績報告書の概要をウェブサイトで公表している。事務組織の責任体制は明確であり、FD・SD活動も定期的に行われている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、講義室・実習室等の施設設備も整備されている。また、図書館では自主学習の場としての機能を充実させるなど、学習環境が整えられている。危機管理については規程を定め、危機管理マニュアルを作成して対応している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を行っている。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は適正な水準で推移し、学習資源にも適切に配分されている。

理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、法人本部を総括するとともに、学校法人を代表してリーダーシップを発揮している。学長は教育の質保証と時代の変化に対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めるなどリーダーシップが十分に発揮されている。監事、評議員会は適切に機能している。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトで行っている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 建学の精神にのっとり、教職員、学生が一体となったボランティア活動、それぞれの専門性を生かした地域貢献活動が非常に活発に行われている。学園のシンボルである「世界の鐘」は、学園の教職員、幼稚園児や小・中・高校生、学生に建学の精神が自覚されるよう、1日2回鳴らされている。入学式や卒業証書・学位授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し、共有している。
- 地域社会との連携について、とりわけ医療衛生学科歯科衛生専攻を中心として、高知県歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定」の締結や、高知県及び2大学との「歯科保健医療対策に関する協定」の締結など、積極的な活動を行っている。また、医療、健康、福祉、栄養分野においても知的・人的資源の交流連携を推進する観点から、高知医療センターとの協定を締結している。
- 教職員及び学生が短期大学周辺の清掃活動のほか、医療衛生学科歯科衛生専攻は高知市と連携して、小学校及び中学校で教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組むなど様々

な地域支援活動を行っている。また学科によっては、その活動をポートフォリオにまとめ、就職支援などに積極的に活用している。

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果の定期的な点検の一環として、各学科・専攻課程では前・後期に授業アンケートを実施している。授業アンケートは質量ともに優れており、教員はこれらの結果に基づき自己分析を行い、課題等に対して授業改善を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 各学科・専攻課程とも、就職率は高く、それぞれの専門・資格を生かした就職先に就職しており、就職支援・指導が大変よくされている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 災害対策委員会規程を定めて災害対策委員会を設置し、防災で必要な事項を防災マニュアルとして定めている。また、教職員と学生用のヘルメットを準備するほか、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配布しており、災害時対応の準備がなされている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学園のシンボル「世界の鐘」に刻まれた建学の精神に基づいて教育目的を学則で定めるとともに、教育理念・理想として「世界の平和と友愛」を柱とした明確な教育基本方針を定めている。また、「世界の平和と友愛」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神で、公共性を有している。建学の精神は、大学案内アカデミックポリシー編やウェブサイト等を通じて学内外に表明し、特にオープンキャンパスでは、志願者とその保護者に対して、果たすべき「世界の平和と友愛」の精神を説明して理解を求めるなど、教育理念の達成に向けて取り組んでいる。なお、建学の精神は教育目的及び学習成果を達成するための基盤であるため、「世界の鐘」とそこに刻まれた精神(文言)、及び教育理念・理想との関係について、学生をはじめ学内外に分かりやすく示す工夫が望まれる。

地域の栄養と健康の分野の発展に貢献するために、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的実施している。それぞれの専門性に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行い、高知県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結し、災害時の歯科医療救護を支援するなど、地域に対する貢献度が高い。医療、健康、福祉、栄養の分野においても、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している。また、各学科・専攻課程の特性を生かし、食・教育・医療の分野でボランティア活動を行い、教職員及び学生は地域に貢献している。

教育目的と教育基本方針に基づき、各学科・専攻課程はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する明確な教育目的を確立している。さらに、学科・専攻課程において、各教育目的に基づいた具体的な専門性を掲げ、専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得をそれぞれの学習成果として定めている。教育目的、教育基本方針及び学習成果は、学生生活と履修の手引き、大学案内アカデミックポリシー編、高知学園短期大学要覧、及びウェブサイト等で表明するとともに、オープンキャンパスや大学説明会、入学式等で説明している。

学習成果は全学的な内容を評議会にて点検し、その方針に基づいて、学科・専攻会議で学習成果の達成状況や課題について情報を共有し、定期的に点検を行っている。学習成果と各方針間の整合性及び三つの方針の一体性を保つため、「高知学園短期大学ポリシー・マッ

プ」に基づき学習成果及び三つの方針の見直しなどを行い、評議会及び教授会で検証している。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科・専攻課程及び専攻科各専攻、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、自己点検評価委員会規程に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討している。その際、自己点検・評価報告書作成に向けた記録シートを活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。同委員会で作成された案は、最終的には自己点検評価検討会議を経て、報告書として公表されている。学習成果の査定については、短期大学及び各学科・専攻課程の「学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）」に査定の手法を明示することによって、教育の質保証を図っている。教員同士による授業参観と事後検討会、学科・専攻会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートの分析及び問題点の点検等によって改善に取り組み、PDCAサイクルによって教育の質の向上・充実を図っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「知識や技能を習得し、教育目的に合致する資質と能力を獲得」する方針を示している。

授与する短期大学士の学位は、学校教育法の規定に基づく学位規則に定められ、平成30年度には英語表記も示すよう改正して運用しており、卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。卒業認定・学位授与の方針は、教授会や評議会、学科・専攻会議等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。

各学科・専攻課程は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。

成績評価は学則及び学習成果査定の方針に基づき、試験やレポート、授業等における取組状況等を総合して行っている。教育の質を保証するため、短期大学設置基準に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバスで示し、成績評価を実施している。なお、シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

教養教育は、広い教養を身に付けることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、思考力やコミュニケーション能力、さらには実行力を養うことによって、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

学習成果に基づいて入学者受入れの方針を掲げ、学生募集要項や学生生活と履修の手引き、高知学園短期大学要覧、大学案内アカデミックポリシー編、ウェブサイト等で示している。入学者選抜は、多様な選抜方法で入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正に実施されている。

短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す各項目を踏まえ、「知識・技能を身につけ、その内容と意義を説明する」、「適切な判断」、「自ら行動する」、「役割を果た

す」等のように具体的に示されている。

学習成果は、定期試験、レポート、授業への取組状況、学外実習先からの評価、社会活動への取組状況等、多様な点から測定し総合して評価している。授業科目に示した到達目標の状況の測定には、GPA 評価を導入し、その分布状況を分析している。卒業後の学習成果に関しては、全学科で進路先や学外実習先等から卒業生の取組状況を聴取し、学習成果の分析に活用している。

学習支援として、オリエンテーションやガイダンスを実施して学習の動機付けを図っている。基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科・専攻課程、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。学生生活支援組織として、学生委員会やカウンセリング委員会があり、各学科・専攻課程における学生の生活支援ではクラス担任教員を配置して対応している。

就職支援は、就職委員会と学生支援課が互いに連携を密にしながら指導・支援を行っている。また、キャリアセンターにおいて、将来にわたる生活設計や社会貢献に対する意識の高揚を目的にキャリア形成支援に取り組んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備している。専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、及び教員の資格に関する内規を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している。非常勤教員についても、非常勤講師規程を定め、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。

専任教員は研究活動計画書を作成し、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている。研究費や研究旅費を予算編成方針や旅費規程等に基づいて支給し、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組みに対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。FD活動は規程を整備してファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。FDに関する研究活動も推進し、FD・SD活動研究発表会の概要は、FD・SD活動報告書として公表している。

事務組織は規程に基づき整備され、責任体制は明確である。短期大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員は各部署での専門的な職能を有している。規程に基づきスタッフ・ディベロップメント委員会を設置し、外部団体主催の会議や研修プログラムへの参加等を通して、事務職員の事務能率の向上とともに、教育研究活動の支援を図っている。教職員の就業に関する諸規程は整備され、適切に管理されている。

校地・校舎面積については短期大学設置基準を満たしている。短期大学設置基準に基づ

いて講義室、演習室、実験・実習室、パソコン実習室を有し、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供の機能に加え、学生が自主学習をする場を整備し学習支援としての機能を充実させている。

固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については規程が整備され、また、施設設備や物品等も諸規程に基づき維持管理がなされている。危機管理については規程を定め、危機管理マニュアルを作成して対応している。防災対策には防災マニュアルを作成し、毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を実施している。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに基づいて情報セキュリティ対策基準を定め、学生支援課を中心に対応している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は適正な水準で推移し、学生の教育に必要な経費について十分に配慮している。教育研究用の施設設備及び学習資源への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しており、法令等に規定される職務を行い、法人本部を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。理事長は会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、寄附行為に基づいて、理事長が招集し議長を務めている。寄附行為には、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めており、理事会は学校法人運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、学校法人運営や短期大学運営に必要な規程を整備している。理事については、寄附行為に基づき、適切に選任している。

学長は建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質保証と時代の変化に対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。短期大学運営に当たり、学長は学則及び教授会規程に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づいて選任され、適切に職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、報告している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える人数で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報はウェブサイトにおいて公表・公開されている。